

## 第4節

# 大都市圏整備計画体系の見直し

これまで、首都圏整備法に基づく諸制度は、主に既成市街地における産業及び人口の集中抑制と中枢管理機能の分散を目的としていたが、成熟社会での首都圏においては、既存の集積やストックを有効に活用しつつ、広域的な課題に柔軟に対応していくことが求められる。

このため、首都圏をはじめとする大都市圏制度については、新たな国土形成計画との整合を図りつつ、制度のあり方を検討することとし、平成18年3月には、国土審議会首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会に各部会共通の「大都市圏制度調査専門委員会」を設置し、具体的な検討に着手した。